民間の保険ではなく、国の「労災保険」の制度です

労働保険事務組合
ヴァース



現場のケガに、国の保険という 安心を。

社長も一人親方も、そのままでは労災保険の対象外。
国の制度「特別加入」に入れば、従業員と同じように補償が受けられます。

社長・役員・ご家族（中小事業主）・建設業の一人親方のための制度です

治療費

原則¥0

治るまで（療養補償）

働けない間

日額の8割

休業給付6割＋特別支給金2割

加入日

申請日の翌日～

※お申し込みの翌日ではありません

1日あたりいくら？（保険料＋組合費の目安）

社長（建築業）
給付基礎日額¥10,000
約¥342／日
月々¥9,490

大工の一人親方
給付基礎日額¥10,000
約¥236／日
月々¥6,271

とびの一人親方
給付基礎日額¥7,000
約¥185／日
月々¥4,720

※通年加入の月割り目安。入会金¥11,000（税込）は初年度のみ別途。社長・役員（中小事業主）は本人分のみの表示で、従業員分の労災保険料は別途。金額は令和6年度改定料率（令和7・8年度も同率）にもとづきます。

スマホで1分、自分の保険料がわかる
https://verse-madoguchi.jp/rousai/simulator/

☎ **070-6491-7686**
受付：9:00～18:00・土日祝、年末年始を除く／相談無料・対応地域は全国

Webでのお申し込みは準備中です。お申し込み・ご相談はお電話で承ります。

労働保険事務組合ヴァース（事務局：社会保険労務士法人ヴァース）
国の労災保険 特別加入の手続きを代行する都道府県労働局長認可の事務組合です。宮城県仙台市青葉区錦町1丁目10-1

うら面もご覧ください →

労働保険事務組合
ヴァース

治るまでも、治らなくても。補償が途切れません

仕事中の **ケガ** → 治療費 **¥0** → 休業中 **8割** → 年金で **続く**

ケガで90日間 働けなかったら

¥696,000

休業4日目から毎日、給付基礎日額の8割（休業給付6割＋特別支給金2割）。90日休業の例（待期3日を除く87日分）。

重い障害が残ったら（1級）

¥3,130,000／年

毎年の障害年金313日分。さらに障害特別支給金¥3,420,000（一時金）。1〜7級は年金、8〜14級は一時金。

万一のとき、ご家族へ

¥2,010,000／年

遺族2人の例。毎年の遺族年金201日分。さらに遺族特別支給金¥3,000,000（一時金・一律）。

※金額は給付基礎日額¥10,000で加入した場合の目安です。

国の保険だから、ここが違う

国が運営する公的保険

労災保険法にもとづく国の制度。給付は国から支払われます。当組合は加入手続きを代行する認可事務組合で、事務局の社会保険労務士法人ヴァースが実務を担います。

年齢・性別で保険料が変わらない

保険料は「選んだ日額×料率」だけで決まります。歳を重ねても、同じ日額なら同じ保険料です。

健康状態の告知はなし

民間の保険のような健康告知はありません。※粉じん・振動・鉛・有機溶剤の業務歴が長い方のみ加入時健康診断があります。

保険料は全額、社会保険料控除

特別加入の保険料は、確定申告で全額が社会保険料控除の対象になります（組合費を除く）。民間の保険との併用も可能です。

加入まで、3ステップ

1

保険料を試算

QRからWebで1分。職種と日額を選ぶだけで金額がわかります（無料・登録不要）。

2

お電話で申し込み

内容を確認してご案内します。書類は当組合がまとめて準備。元請提示に使える労働保険番号が付与されます。

3

申請日の翌日から加入

当組合が労働局へ申請（必要書類の確認後）。加入日は申請日の翌日から30日以内で指定できます。※お申し込みの翌日ではありません。

給付基礎日額は、ご自身で選べます

補償と保険料の基礎となる「給付基礎日額」は、**¥3,500〜¥25,000の16段階**の中から、ご自身の 所得水準に見合った額を任意にお選びいただきます。お選びいただいた額を当組合が申請し、申請内容にもとづいて最終的に **都道府県労働局長が決定** します（ご希望の額どおりに承認されない場合があります）。選んだ額が、そのまま休業・障害・遺族などの補償額と毎年の保険料に反映されます。日額ごとの金額は、QRコードの試算ページですぐにご確認いただけます。

保険料の試算はこちら
https://verse-madoguchi.jp/rousai/simulator/

☎
070-6491-7686
9:00〜18:00・土日祝、年末年始を除く／労働保険事務組合ヴァース

労働保険事務組合
ヴァース

※本チラシの金額・補償は目安であり、支給を保証するものではありません。最終的な加入可否・保険料率・補償の範囲は、加入団体・労働局・労働基準監督署等への確認が必要です。「治るまで」は労災保険上の「治ゆ（症状固定）」までを指し、症状固定後の療養補償は終了します（重い障害には別途アフターケア制度があります）。差額ベッド代など保険適用外の費用は対象になりません。休業の補償は4日目以降が対象です（最初の3日は待期期間）。年金は毎年継続支給の目安で、同一の事由で公的年金と併給される場合は所定の調整が行われます。組合費は税込・月割り（労災保険年度4月〜翌3月）。当組合の対応地域は全国です。
労働保険事務組合ヴァース（事務局：社会保険労務士法人ヴァース）／宮城県仙台市青葉区錦町1丁目10-1／TEL 070-6491-7686